

市第67号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第2号中「スコアボード」を「大型映像装置」に改める。

別表第1 新横浜公園の項中

総 合 競 技 場	を	総 合 競 技 場	に改める。
補 助 競 技 場		補 助 競 技 場	
投 て き 練 習 場		投 て き 練 習 場	
野 球 場		野 球 場	
屋 内 プ ー ル		屋 内 プ ー ル	
運 動 広 場		運 動 広 場	

別表第2 第3号エの表スコアボードの項の次に次のように加える

。

大 型 映 像 装 置	1基1時間につき	12,000円以内
-------------	----------	-----------

別表第3 第1号の表中

野 球 場	1日につき	15,600円		
-------	-------	---------	--	--

を

野球場（俣野公園 の野球場を除く。 ）	1日につき	15,600円		
俣野公園の野球場	1日につき	38,400円		

に改める。

別表第3第3号ウの表場内放送設備の項の前に次のように加える

。

競 技 用 器 具	1日につき	5,300円		
-----------	-------	--------	--	--

別表第3第3号ウの表温湯シャワーの項の次に次のように加える

。

ロ ッ カ ー ル ー ム	1室1回につき	3,000円		
---------------	---------	--------	--	--

別表第3第3号ウの表屋外照明設備の項中「2,650円」を「5,150円」に改め、同項の次に次のように加える。

ス コ ア ボ ー ド	1回につき	7,000円		
-------------	-------	--------	--	--

別表第3第3号ウの表に次のように加える。

会 議 室	1室1日につき	9,000円		
屋 内 練 習 場	1室1時間につき	3,000円		

別表第3第3号ウの表に備考として次のように加える。

備考 会議室及び屋内練習場については、単独で利用することが

できる。この場合において、その利用料金の額は、会議室については1室1日につき9,000円、屋内練習場については1室1時間につき3,000円とする。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項第2号の改正規定及び別表第2第3号エの表の改正規定は平成20年3月1日から、別表第1の改正規定は規則で定める日から施行する。

#### 提 案 理 由

公園の有料施設を設置するとともに、有料施設の使用料等を定めるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。